訪問看護重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

指定(介護予防) 訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明 いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定(介護予防)訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会医療法人 社団 沼南会
代表者氏名	理事長 檜谷 鞠子
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	広島県福山市沼隈町大字常石1083番地 084—987-0045
法人設立年月日	昭和54年7月25日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	まり訪問看護ステーション
介護保険指定事業所番号	3464390032
事業所所在地	広島県福山市沼隈町大字中山南1387番地
連 絡 先	電話番号:084-988-0070 ファックス番号:084-988-1765
相談担当者名	田内 栄美子
事業所の通常の 事業の実施地域	福山市沼隈町・福山市熊野町・福山市藤江町

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指す訪問看護を提供する。利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。
運営の方針	事業所の看護師等は、老人等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	日曜日から土曜日
営	業時	間	午前9時から午後6時

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	日曜日から土曜日(年間休日表により会社が定めた日は休みます)
サービス提供時間	午前9時から午後6時

(5) 事業所の職員体制

管理者 田内 栄美子

職	職務内容	人員数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定(介護予防)訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。2 (介護予防)訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1名
看護職員のうち主 として計画作成等 に従事する者	 指定(介護予防)訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して(介護予防)訪問看護計画書及び(介護予防)訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 主治の医師の指示に基づく(介護予防)訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 利用者へ(介護予防)訪問看護計画を交付します。 指定(介護予防)訪問看護計画を交付します。 指定(介護予防)訪問看護計画の変更を行います。 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 訪問日、提供した看護内容等を記載した(介護予防)訪問看護報告書を作成します。 	常 勤 5名
職員	 (介護予防) 訪問看護計画に基づき、指定(介護予防) 訪問看護のサービスを提供します。 訪問日、提供した看護内容等を記載した(介護予防) 訪問看護報告書を作成します。 	看護職員 (
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行いま す。	常 勤 1名

- 3 提供するサービスの内容及び費用について
- (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
(介護予防) 訪問看護計画の 作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成 した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心 身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的な サービス内容を定めた(介護予防)訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 褥瘡の予防・処置 ⑤ リハビリテーション※ ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑪ その他医師の指示による医療処置
介護予防訪問看護の提供	介護予防訪問看護計画に基づき、介護予防訪問看護を提供します。 具体的な介護予防訪問看護の内容 ① 状態観察(バイタルサインの測定、経過の観察) ② 清拭、更衣、洗髪、爪切りなどの清潔ケア ③ 食事、栄養指導 ④ 褥瘡の発生予防につながるケア ⑤ リハビリテーション※ ⑥ 家族への指導や相談対応 ⑦ その他医師の指示による医療処置(点滴、創傷・褥瘡処置、医療機器の管理)

※訪問看護の一環としてリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の 代わりに理学療法士等が行う事があります。

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、加算料金、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について **※指定訪問看護ステーションの場合**

VIDYCH/IHI/HI	サービス	<i>у чун</i> у ц		20 分未満				
	提供時間数				利用者負担			
サービス提供時間帯		基本単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担		
昼間	看護師	314	3, 140 円	314円	628 円	942 円		
(五)印	准看護師	283	2, 830 円	283 円	565 円	848 円		
早朝/夜間	看護師	393	3, 930 円	393 円	786 円	1, 179 円		
十十八八八日	准看護師	354	3, 540 円	354 円	707 円	1,061円		
深夜	看護師	471	4, 710 円	471 円	942 円	1, 413 円		
/木1文	准看護師	424	4, 240 円	424 円	848 円	1, 272 円		
				30 分未満				
昼間	看護師	471	4, 710 円	471 円	942 円	1, 413 円		
(上) (上)	准看護師	424	4, 240 円	424 円	848 円	1, 272 円		
早朝/夜間	看護師	589	5, 890 円	589 円	1, 178 円	1, 767 円		
干别/仪间	准看護師	530	5, 300 円	530 円	1,060円	1, 590 円		
深夜	看護師	707	7, 070 円	707 円	1, 414 円	2, 121 円		
/未1文	准看護師	636	6, 360 円	636 円	1, 273 円	1, 909 円		
		30 分以上 1 時間未満						
昼間	看護師	823	8, 230 円	823 円	1,646円	2, 469 円		
(上) (上)	准看護師	741	7, 410 円	741 円	1, 481 円	2, 222 円		
早朝/夜間	看護師	1, 029	10, 290 円	1,029円	2, 058 円	3, 087 円		
午朝/1久间	准看護師	926	9, 260 円	926 円	1,852円	2, 778 円		
深夜	看護師	1, 235	12, 350 円	1, 235 円	2, 470 円	3, 705 円		
/未1文	准看護師	1, 112	11, 120 円	1, 112 円	2, 223 円	3, 335 円		
		1 時間以上 1 時間 30 分未満						
	看護師	1, 128	11, 280 円	1, 128 円	2, 256 円	3, 384 円		
昼間	准看護師	1, 015	10, 150 円	1, 015 円	2, 030 円	3,046円		
日本一十里	看護師	1, 410	14, 100 円	1, 410 円	2,820円	4, 230 円		
早朝/夜間	准看護師	1, 269	12, 690 円	1, 269 円	2, 538 円	3,807円		
:70 7	看護師	1, 692	16, 920 円	1,692円	3, 384 円	5, 076 円		
深夜	准看護師	1, 523	15, 230 円	1,523円	3, 046 円	4, 568 円		

※理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士による訪問の場合

	サービス				利用者負担	
提供時間数 サービス 提供時間帯		基本単位	单位 利用料	1割負担	2割負担	3割負担
昼間	2回以内/日	294	2, 940 円	294 円	588 円	882 円
但川	2 回超/日	265	2, 650 円	265 円	530 円	795 円

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から	午前8時から	午後6時から	午後 10 時から
ea let ilt	午前8時まで	午後6時まで	午後 10 時まで	午前6時まで

サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1回につき所定単位数の 1.25 倍 深夜の場合は 1.5 倍の利用料金となります。

- ※ 中山間地域に居住している方へのサービス提供をした場合は5%の加算が必要となります。
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行ないます。
- ※ 当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一建物に 居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物に居 住する利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の 90/100 となり、当事業所における一月当たり の利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービス提供を行っ た場合は上記金額の 85/100 となります。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

	基本			利用者負担		
加算	単位	利用料	1割	2割	3割	算定回数等
57 <i>A</i> nt =+88 == =#+n /			負担	負担	負担	
緊急時訪問看護加算 (I)	600	6, 000 円	600円	1, 200 円	1,800円	
	000	0, 000 1	00011	1, 200]	1, 000 1	1 8 - 1 8
緊急時訪問看護加算						1月に1回
(Ⅱ)	574	5, 740 円	574 円	1, 148 円	1, 722 円	
 特別管理加算(I)	500	5,000円	500円	1,000円	1, 500 円	
	250		250円	500円	750円	1月に1回
特別管理加算(Ⅱ)	200	2,500円	200 🗂	300 🖰	730 🗂	ᄍᆇᄆᅗᅓᄍᆇᄆ
						死亡日及び死亡日 前 14 日以内に 2 日
 ターミナルケア加算	2500	25, 000 円	2, 500 円	5,000円	7, 500 円	別 14 日以内に 2 日 以上ターミナルケ
ダーミナルクア加昇	2500	20,000 円	2, 500 円	5,000 円	7, 500 円	
						アを行った場合 (死 亡月に 1 回)
初回加算(Ⅰ)	350	3, 500 円	350 円	700円	1,050円	初回のみ
初回加算(Ⅱ)	300	3,000円	300円	600円	900円	
退院時共同指導加算	600	6,000円	600円	1, 200 円	1,800円	1回あたり
看護·介護職員連携強化 加算	250	2, 500 円	250 円	500円	750 円	1月に1回
						複数の看護師等が
	254	2, 540 円	254 円	508 円	762 円	同時に実施した場
						合 30 分未満(1 回につき)
複数名訪問加算(I)						歯につる) 複数の看護師等が
						同時に実施した場
	402	4, 020 円	402 円	804 円	1, 206 円	合 30 分以上(1
						回につき)
						n: c /

複数名訪問加算(Ⅱ)	201	2, 010 円	201 円	402円	603円	看護師等が看護補助 者と同時に実施した 場合 30分未満(1 回につき)
发 双 石	317	3, 170 円	317円	634円	951円	看護師等が看護補助 者と同時に実施した 場合 30分以上(1 回につき)
長時間訪問看護加算	300	3,000円	300円	600円	900円	1回あたり
看護体制強化加算(Ⅱ)	200	2,000円	200 円	400 円	600円	
サービス提供体制強化加 算(I)	6	60 円	6円	12円	18円	1回につき
遠隔死亡診断補助加算	150	1,500円	150 円	300円	450 円	1月に1回
専門管理加算	250	2,500円	250 円	500円	750 円	1月に1回
口腔連携強化加算	50	500円	50 円	100円	150円	1月に1回

- ※ 緊急時訪問看護加算は、24 時間対応できる体制を整備し、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定します。なお、同意書面は別添のとおりです。
- ※ 特別管理加算は、別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に 関する計画的な管理を行った場合に算定します。別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態と は、次のとおりです。
 - ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在 宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
 - ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導 管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在 宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
 - ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
 - ④ 真皮を超える褥瘡の状態
 - ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態 特別管理加算(I)は①に、特別管理加算(I)は②~⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に 算定します。
- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日 及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍<u>その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの</u>は1日)以 上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を 含む。)に算定します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性 筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソ ン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに 限る)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオ ン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮 症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態
- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時 共同指導加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。 また初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等 を行った場合に算定します。

- ※ 複数名訪問加算は、複数の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しく は言語聴覚士であることを要する)、又は看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的 理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に算定します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に算定します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ 看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の体制を強化した場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。

(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

※指定介護予防訪問看護ステーションの場合

	サービス	ナーションの	- 50 Fd	20 分未満			
	提供時間数		利用者負担				
サービス 提供時間帯		基本単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担	
昼間	看護師	303	3,030円	303 円	606 円	909 円	
企 [印]	准看護師	273	2, 730 円	273 円	546 円	819円	
早朝/夜間	看護師	379	3, 790 円	379 円	758 円	1, 137 円	
十 47/ 1久(日)	准看護師	3 4 1	3, 410 円	341 円	682 円	1,023円	
深夜	看護師	456	4,560円	456 円	912 円	1,369円	
/未1文	准看護師	410	4, 100 円	410 円	820 円	1, 230 円	
				30 分未満			
昼間	看護師	4 5 1	4, 510 円	451 円	902 円	1,353円	
企 [印]	准看護師	406	4,060円	406 円	812円	1, 218 円	
早朝/夜間	看護師	564	5, 640 円	564 円	1, 128 円	1,692円	
十 47/ 1久(日)	准看護師	508	5,080円	508 円	1,016円	1,524円	
深夜	看護師	677	6, 770 円	677 円	1, 354 円	2, 031 円	
/木1文	准看護師	609	6,090円	609 円	1, 218 円	1,827円	
		30 分以上 1 時間未満					
昼間	看護師	794	7, 940 円	794 円	1,588円	2, 382 円	
型间	准看護師	7 1 5	7, 150 円	715 円	1, 430 円	2, 145 円	
早朝/夜間	看護師	993	9, 930 円	993 円	1,986円	2, 979 円	
十字// 1久(日)	准看護師	894	8, 940 円	894 円	1, 788 円	2, 682 円	
深夜	看護師	1, 191	11, 910 円	1, 191 円	2, 382 円	3, 573 円	
冰 区	准看護師	1072	10, 720 円	1, 072 円	2, 144 円	3, 216 円	
		1 時間以上 1 時間 30 分未満					
日明	看護師	1, 090	10, 900 円	1,090円	2, 180 円	3, 270 円	
昼間	准看護師	981	9, 810 円	981 円	1,962円	2, 943 円	
=== / -== ===	看護師	1, 363	13, 630 円	1, 363 円	2, 726 円	4, 089 円	
早朝/夜間	准看護師	1, 227	12, 270 円	1, 227 円	2, 454 円	3, 681 円	
深夜	看護師	1, 635	16, 350 円	1, 635 円	3, 270 円	4, 905 円	
/木1义	准看護師	1, 472	14, 720 円	1, 472 円	2, 944 円	4, 416 円	

※理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士による訪問の場合

サービス					利用者負担	
提供時間数 サービス 提供時間帯		基本単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
日間 コード	2回以内/日	283	2,830円	283 円	566 円	849 円
昼間	2 回超/日	1 4 2	1, 420 円	142 円	284 円	426 円

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から	午前8時から	午後6時から	午後 10 時から
h4 l=1 .44.	午前8時まで	午後6時まで	午後 10 時まで	午前6時まで

サービス提供 開始時刻が早朝・夜間の場合は、1回につき所定単位数の1.25倍深夜の場合は1.5倍の利用料金となります。

- ※ 中山間地域に居住している方へのサービス提供をした場合は5%の加算が必要となります。
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び介護予防訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに介護予防訪問看護計画の見直しを行ないます。
- ※ 当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一建物に 居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物に居 住する利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の 90/100 となり、当事業所における一月当たり の利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービス提供を行っ た場合は上記金額の 85/100 となります。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による介護予防訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

	基本			利用者負担		
加算	単位	利用料	1割	2割	3割	算定回数等
	中区		負担	負担	負担	
緊急時訪問看護加算						
(I)	600	6,000円	600円	1, 200 円	1,800円	
						1月に1回
緊急時訪問看護加算						I DICIE
(II)	574	5, 740 円	574 円	1, 148 円	1, 722 円	
特別管理加算(I)	500	5,000円	500円	1,000円	1,500円	1月に1回
特別管理加算(Ⅱ)	250	2,500円	250 円	500円	750 円	「月に「凹
初回加算(Ⅰ)	350	3,500円	350円	700 円	1,050円	初回のみ
初回加算(Ⅱ)	300	3,000円	300円	600円	900円	
退院時共同指導加算	600	6,000円	600円	1, 200 円	1,800円	1回あたり
(介護予防)看護体制強 化加算	100	1000円	100円	200 円	300 円	1月に1回
TL/III-F						

複数名訪問加算(I)	254	2, 540 円	254 円	508円	762 円	複数の看護師等が同時に実施した場合 30分未満(1回につき)
发奴'口训问加异(I)	402	4, 020 円	402 円	804円	1, 206 円	複数の看護師等が同時に実施した場合 30分以上(1回につき)
複数名訪問加算(Ⅱ)	201	2, 010 円	201円	402 円	603円	看護師等が看護補助 者と同時に実施した 場合 30 分未満 (1 回につき)
後 如 也 前 可 加 异 (Ⅱ)	317	3, 170 円	317円	634 円	951円	看護師等が看護補助 者と同時に実施した 場合 30分以上(1回につき)
長時間訪問看護加算	300	3,000円	300 円	600 円	900 円	1回あたり
サービス提供体制強化加 算(I)	6	60円	6円	12円	18円	1回につき
遠隔死亡診断補助加算	150	1,500円	150 円	300円	450円	1月に1回
専門管理加算	250	2,500円	250 円	500円	750 円	1月に1回
口腔連携強化加算	50	500円	50 円	100円	150円	1月に1回

- ※ 緊急時介護予防訪問看護加算は、24 時間対応できる体制を整備し、利用者の同意を得て、計画的に 訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定します。なお、同意書面は 別添のとおりです。
- ※ 特別管理加算は、指定介護予防訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(<u>別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る)</u>に対して、指定介護予防訪問看護の実施に関する計画的な管理を 行った場合に算定します。<u>別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態</u>とは、次のとおりです。
 - ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若 しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使 用している状態
 - ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
 - ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
 - ④ 真皮を超える褥瘡の状態
 - ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態 特別管理加算(I)は①に、特別管理加算(II)は②~⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。
- ※ 初回加算は新規に介護予防訪問看護計画を作成した利用者に対し、介護予防訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の介護予防訪問看護を行った場合に算定します。また初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に算定します。
- ※ 複数名訪問加算は、複数の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法

士若しくは言語聴覚士であることを要する)、又は看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に算定します。

- ※ 長時間介護予防訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える介護予防訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に 算定します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ サービス提供体制強化加算及び看護体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合 しているものとして届け出し、利用者に対して介護予防訪問看護を行った場合に算定します。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。
- 4 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びそ ① 利用料、利用者負担額(介護保 の他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ご 険を適用する場合)、その他の との合計金額により請求いたします。 ィ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月1 費用の請求方法等 0日までに利用者あてにお届け(郵送)します。 ァ サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利 用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下 記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み 金融機関:広島銀行 千年支店 普通口座 1026326 口座名義:社会医療法人社団沼南会 まり訪問看護ステーション 理事長 檜谷 鞠子 ② 利用料、利用者負扣額(介護保 郵便局 険を適用する場合)、その他の 口座番号 01320-5-81209 費用の支払い方法等 口座名義:社会医療法人社団沼南会 まり訪問看護ステーション 理事長 檜谷 鞠子 (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い ィ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によら ず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますよう お願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要とな ることがあります。)

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な 理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内 に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくこと があります。

5 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する 訪問看護員の変更を希望される場 合は、右のご相談担当者までご相 談ください。 相談担当者氏名 田内 栄美子

連絡先電話番号 084-988-0070

同ファックス番号 084-988-1765

受付日及び受付時間 月曜日から金曜日

9時から18時

※ 担当する看護職員しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人 員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケア プラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作 成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただく ようお願いします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、 実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり 必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 管理者 田内 栄美子

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 身体拘束の適正化について

- (1) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急ややむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果に ついて、従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。
- (4) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しています。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する 秘密の保持について	 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

	0 = 0 = 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
【家族等緊急連絡先】	氏 名 続柄 住 所 電話 号 携帯電話 勤務
【主治医】	医療機関名 氏 名 電話番号

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

12 身分証携行義務

訪問看護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、 利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等 の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの 提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した 書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- ① 事業者は、(介護予防) 訪問看護の実施ごとに、サービス内容等を電子媒体等へ記録し保管するものとします。
- ② 指定(介護予防) 訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ④ 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

16 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

17 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ① 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付ける ための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 苦情受付担当者は、利用者、家族から頂いた苦情を「苦情報告書」に記載する。
 - 〇 苦情内容を、苦情解決責任者に報告する
 - 〇 苦情受付担当者は、苦情の分析・改善策をカンファレンスや勉強会(業務改善)、 接遇委員会など適切な部門へ改善策を求める。

(但し、早急な回答が必要な場合や、解決しがたい場合は、苦情解決責任者と共同 し、苦情申出人と話し合い苦情解決に努める。)

- 苦情受付担当者は、苦情に対する回答・改善策を苦情申出人に説明する。
- 結果を「苦情報告書」に記載する。

(2) 苦情申立の窓口

	所 在 地:福山市沼隈町大字中山南 1387 番地
【事業者の窓口】	電話番号:084-988-0070
まり訪問看護ステーション	77 אַרעקד
	受付時間:午前9時から午後6時
	所 在 地:福山市東桜町3-5
【市町村(保険者)の窓口】	電話番号:084-928-1166
福山市役所 保険福祉局	ス番号:084-928-1732
長寿社会応援部 介護保険課	受付時間 午前8時30分から午後5時15分
	(土日祝は休み)
	所 在 地:広島市中区東白島町19番地49号
【公的団体の窓口】	電話番号:082-554-0783
広島県国民健康保険団体連合会	ス番号:082-551-9126
介護保険課 介護第二係	受付時間:午前8時30分から午後5時15分
	(土日祝は休み)

19 重要事項説明の年月日

この主文字技能的音の配的年月日	この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日	
-----------------	-----------------	---	---	---	--

上記内容について、「福山市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

	所 在 地	広島県福山市沼隈町大字常石 1083 番地	
事	法人名	社会医療法人社団 沼南会	
業	代 表 者 名	理事長 檜谷 鞠子 印	
者	事 業 所 名	まり訪問看護ステーション	
	説明者氏名	印	

事業者から上記内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

刊田士	住	所		
利用者	氏	名	E	印

代刊人	住	所	
10年人	氏	名	印